

岩手県告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第2工区 陸前高田市気仙町字町裏26番1の一部、26番3、27番1の一部、27番2の一部及び35番1の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 陸前高田市気仙町字町裏29番地 宗教法人金剛寺